

KROW 利用規約

第 1 条 総則

1. 本利用規約は、KROW 株式会社（以下「当社」といいます。）が提供する複業紹介サービス「KROW（クロー）」（以下「本サービス」といいます。）の利用者が遵守すべき事項及び利用者と当社との関係を定めるものです。
2. 本サービスの利用者は、本利用規約の内容を十分理解した上でその内容を遵守することに同意して本サービスを利用するものとし、本サービスを利用した場合には、当該利用者は本利用規約を遵守することに同意したものとみなします。

第 2 条 定義

本利用規約の中で使用される以下の各用語は、それぞれ以下の意味を有するものとします。

「本サービス」：当社が提供するインターネットサイトや付随するメール配信等を利用した業務委託、人材紹介に関する情報提供サービスの総称のことをいいます。

「会員」：本サービス上、又は書面等にて所定の会員登録手続を行って当社から登録の承諾を受けた個人又は法人をさします。

「利用者」：会員又は非会員を問わず本サービスの提供を受ける個人又は法人で、当社が提供するインターネットサイトの閲覧者も含みます。

「委託者」：本サービスを通して業務を委託しようとする、又は委託している個人又は法人をさします。

「受託者」：本サービスを通じて業務を引き受けている、又は引き受けようとする個人をさします。

「受委託者」：委託者及び受託者の総称のことをいいます。

「利用者間契約」：本サービスを利用して行われる委託者と受託者の間での業務委託契約をいいます。

「登録情報」：会員登録手続で提供された一切の情報をさします。

「個人情報」：個人情報保護法第 2 条第 1 項に定める「個人情報」をいいます。

「秘密情報」：会員がサービスを通じて他の会員から得た、技術、開発、製品、営業、計画、ノウハウなどに関する一切の情報のことをいいます。

「開示者」：本サービスを通じて、他の会員に自ら権限を有する秘密情報を提供した会員をいいます。

「被開示者」：開示者から秘密情報の開示を受けた会員については「被開示者」といいます。

第 3 条 規約の改定

本利用規約は、当社の判断により事前の予告なく変更・追加・削除されることがあります。利用者は、本利用規約変更後に本サイトを利用した場合には、変更された本利用規約の内容に同意したものとみなされます。

第 4 条 会員登録

1. 会員登録手続を行うことができるのは、その会員となる本人（法人の場合には対外的な契約権限を有する者、または、対外的な契約権限を有する者から会員登録手続の代行を許可された者）に限るものとし、代理人による会員登録は認められないものとします。
2. 会員登録手続を行う者は、登録情報の提供にあたり、提供した情報は全て真実であることを保証するものとします。
3. 登録した情報全てにつき、その内容の正確性・真実性・最新性等一切について、会員自らが責任を負うものとします。
4. 会員として登録できる者の資格・条件は以下の通りです。但し、法人の場合には第 1 号は適用されません。

- (1) 満 20 歳以上であること。または 20 歳未満である場合には法定代理人の包括的な同意を得ていること。
 - (2) 電子メールアドレスを保有していること。
 - (3) 既に本サービスの会員となっていないこと。
 - (4) 本利用規約の全ての条項に同意すること。
 - (5) 過去、現在又は将来にわたって、暴力団等の反社会的勢力に所属せず、これらのものとの関係を有しないこと。
5. 当社は、会員登録を行った個人又は法人が以下の各号に該当する場合、会員として登録することを承諾しない場合があります。また、承諾・登録後であっても、会員について以下の各号に該当すると当社が判断した場合には、承諾・登録を取り消すことがあります。
- (1) 会員登録の資格・条件を満たさない場合又は満たさなくなった場合。
 - (2) 入力された登録情報に虚偽の情報がある場合。
 - (3) 当社からの電子メールを受領できない場合。
 - (4) 本利用規約に違反する行為を行った場合。
 - (5) その他当社が当該会員の登録が不適切であると判断した場合。
6. 本サービスの利用において当社が知り得た利用者の個人情報については、別途定める「個人情報保護方針」に従って取り扱われるものとし、利用者はこれに同意するものとします。
7. 登録情報については個人が特定できない形式で登録者プロフィールとして表示させていただく場合があります。
8. 会員が退会を希望する場合には、所定の手続きを行うこととします。但し、当該会員が以下に定める状況にある間は退会できないものとします。
- (1) 自らが受委託者となって成立した本取引の業務が終了していない場合。
 - (2) 自らが受委託者となって成立した本取引の決済手続きが完了していない場合。

第 5 条 本サービスの内容

1. 当社は利用者間契約を行うためのツール及びプラットフォームの提供を行います。
2. 本サービスは、委託者と受託者との間で利用者間契約を締結することを支援するものであり、当社は本取引の当事者とはなりません。
3. 本取引に基づく委託者から受託者に対する報酬の支払事務は、第 7 条に定めるところにより、当社が受託者に代わり当該報酬を受領し、それを当社が受託者に引渡すことにより行われるものとし、受託者は、当社に対して、本規約に定める条件に従い委託者からの報酬を受託者に代理して受領する業務を委託したものとします。
4. 委託者と受託者が本サービスを利用して利用者間契約を締結する場合、契約の形式は準委任型の業務委託契約とし、当該契約の性質上、特定の成果物の完成を目的とするものではなく、受託者が委託者の業務のために労務を提供することを目的とし、その労務の提供に対して対価が支払われるものとなります。よって、受託者は具体的な成果物の納品義務を負うものではなく、業務の実施期間中、業務を善良なる管理者の注意義務をもって実施すれば、履行義務を果たしたことになるものとします。
5. 本サービスにおいて当社は、本取引を行う受託者若しくは委託者の選定及び本取引に基づく業務の遂行やその成果物について、それらの内容・品質・信憑性・適法性・正確性・有用性等の確認及び保証を行わないとともに、その瑕疵に関して一切の責任を負いません。
6. 会員は当社に対し、本サービス利用料として、以下の定めに従い、各会員の支払い義務を負うものとします。なお、支払いの時期及び方法については第 7 条の定めによることとします。
 - (1) 委託者は本取引が成立した時点で別途当社が定める金額をサービス利用料として当社に支払うものとします。
 - (2) 会員が当社の提供する有料オプションを利用する場合、有料オプションの利用者は、当社に対し当該有料オプション利用料として定められた金額を支払う義務を負うものとします。なお、当社が当該有料オプションの支払いを確認でき次第、利用者は当該有料オプションを利用できるものとします。

7. 会員又は過去 5 年以内に会員であった者が、会員又は過去 5 年以内に会員であった者と、本サービスを利用せずに、直接に、又は第三者を介して業務委託契約や雇用契約、その他の業務の受発注に関する一切の契約を締結すること及びその勧誘をすることを行ってはならないものとします。会員が本項目に反した場合、当社は、当該会員又は過去 5 年以内に会員であった者に対し、第 16 条に定める違約金を請求します。但し、当社が事前に承諾した場合はこの限りではありません。なお、会員はかかる契約の締結を相手方から持ちかけられた場合、直ちに当該事実を当社に報告しなければならないものとします。

8. 本サービスの提供を受けるために必要な、コンピューター、ソフトウェアその他の機器、通信回線その他の通信環境等の準備及び維持は、利用者の費用と責任において行うものとします。

第 6 条 利用者間契約の成立

1. 受託者と委託者の間で、業務内容・報酬等の以下の(1)から(5)に掲げる契約内容を確定し、(6)～(8)の内容を了承した上で、その内容にしたがって実施する意思が相互に確認された時点で、利用者間契約が成立するものとします。なお、同契約が締結された場合、本取引に基づく委託者の受託者に対する報酬の支払事務について、第 7 条に定めるところにより、当社が受託者に代わり当該報酬を受領することにより行われるものとします。

(1) 受託者が行うべき業務の内容

(2) 契約の期間。なお契約期間は基本 3 ヶ月とし、自動更新できるものとします。

(3) 打ち合わせ方法、連絡手段

(4) 委託者が支払うべき報酬

(5) 実績公開の条件と方法

(6) 委託者又は受託者が次のいずれかの事由により相手方に損害を与え、若しくは本取引の義務につき履行遅滞又は履行不能等となっても、相手方に対し如何なる責任も負わないものとする

① 本業務の実施若しくはその他の本契約の義務履行に不可欠な相手方による承認、情報又はデータ等の提供の遅延、不履行、不完全履行等が生じた場合

② 天災、戦争、暴動、政府機関等の行為、火災、洪水、伝染病、検疫による制限及び禁輸措置並びにその他の受委託者が制御不能な事態が生じた場合

(7) 受委託者は、相手方が次のいずれかに該当したときは、相手方に対する通知をもって、直ちに本取引の一部又は全部を解除することができるものとする

① 利用者間契約に違反し、14 日以上期間を定めてその是正を催告したにもかかわらず、当該期間以内にこれが是正されなかったとき。

② 仮差押え、仮処分、差押え、競売又は租税滞納処分等の公権力による処分を受けたとき。

③ 支払いを停止した場合又は手形交換所の取引停止処分を受けたとき。

④ 破産手続、民事再生手続、会社更生手続又は特別清算いずれかの開始申立てがあったとき。

⑤ 解散又は事業の全部若しくは重要な事業の廃止、休止を決議したとき。

⑥ 関係官庁から事業の許可取消又は停止処分を受けたとき。

⑦ 資金提供を行うこと等を通じて反社会勢力等の維持又は運営に協力若しくは関与したとき。

⑧ その他前各号に準じるような重大な事由が発生したとき。

(8) 業務の完了前に、委託者又は受託者の都合により、業務の中断・停止を希望する場合は、委託者と受託者の間で協議の上、当事者間が合意した場合に限り、業務の中断及び停止ができるものとします。原則として本取引成立後の契約内容の変更はできないものとする。

2. 前項の契約締結に際して、委託者と受託者の間で業務内容・報酬金額・募集期間等以外に瑕疵担保責任の有無等の取決めを行った場合であっても、当社は内容について関知せず、その結果生じた損害について一切の責任を負わないものとします。
- 3.1 項に基づき、業務を中断・停止した場合には、委託者は当社に対して、その旨について直ちに報告しなければならないものとします。
4. 毎月末にて受託者は当社に対し、業務完了の通知を行う義務を負うものとし、委託者は当社に対して業務実施内容についてフィードバックを行うこととします。
5. 受託者が本サービスを通して実施した業務を実績として公開する場合は本サービスを利用して実施したことを明確にしなければならないものとします。
6. 当社は、常に利用者間契約を確認することができるものとします。

第 7 条 決済手続き

1. 本取引に関する金銭の支払いについては、銀行振込とします。
2. 本取引の報酬の支払時期及び方法については以下の通りとします。なお、本項に定めるとおり、委託者の受託者に対する報酬の支払事務については、当社が受託者に代わり当該報酬を受領し、それを当社が受託者に引渡すことにより行われるものとします。また、当社は、受託者に対する報酬の受領のため、委託者に請求を行いますが、その際、委託者の本サービス利用料も合わせて請求します。
 - (1) 委託者は、受託者に対する報酬を当該作業月の翌月末日までに、当社指定の銀行口座に振込むものとします。
 - (2) 当社は受託者の報酬相当金員を受託者が指定する銀行口座に当該作業月の翌々月 10 日（休日の場合は翌営業日）までに振込にて支払うものとします。
 - (3) 前各号に関わらず、委託者が、受託者の実施内容が利用者間契約に反しているとして翌月 5 日までに当社に対して報告した場合、当社は第 1 号に基づく報酬の受領代行業務、受託者に対する前号に基づく支払業務を一旦停止し、当社、及び受委託者にて協議することとします。
3. 有料オプション利用料の支払いについては、申し込み時に支払うものとします。
4. 当社に対する委託者の振込手数料については、委託者が負担するものとし、受託者に対する当社の振込手数料については、受託者が負担するものとします。
5. 受託者が指定できる振込み先口座は、銀行、ゆうちょ銀行のいずれかの日本国内の口座とします。なお、受託者が指定した口座情報に不備があり振込みができない場合、組戻しにかかる手数料は受託者が負担するものとします。また、受託者が指定した口座情報の不備により、当社が受託者でない者の口座へ振り込んだ場合には、払い戻しができないリスクは受託者が負担するものとします。
6. 以下の各号に掲げる場合には、当社に払い込まれた報酬（以下「報酬等」といいます。）を委託者に全額返金することができるものとします。その場合、受託者は委託者に全額返金することに同意するものとし、委託者は当社に対し、受託者が委託者に対して支払う当該金銭の代理受領権限を付与するものとします。但し、返金の際の振込手数料は委託者の負担とします。なお、KROW サービス利用料の返金は行わないものとします。
 - (1) 本取引が受委託者の合意又は前条第 1 項第 8 号の規定により解除され、当社が受委託者双方からその旨を確認できた場合
 - (2) 受託者が本取引に基づく義務の履行を遅滞し、委託者又は当社がその履行を催告したにもかかわらず、当該当事者が 1 週間以内に同義務を履行しなかった場合
 - (3) 本取引の当事者から提供された情報等をもとに、当社が受委託者双方に確認し、債務の本旨にしたがった履行が行われたか否かの点について、当事者間の認識に争いがあることが認められた場合
 - (4) 本取引成立後、委託者又は当社が、受託者に対し、本サービスにおける通常の連絡手段を用いて連絡をしたにもかかわらず、1 週間以上連絡がとれない状態が継続した場合

7. 本条に基づいて、支払い又は返金を行って以後、当事者間の報酬等の支払いに関して、当社は一切責任を負わないものとします。
8. 受委託者間で利用者間取引に関する報酬を直接授受することを禁止します。

第 8 条 当社提供サービスに関する知的財産権

1. 本サービスで当社が作成・提供する画像、テキスト、プログラム等に関する著作権等の一切の知的財産権は、当社に帰属します。
2. 本サービスで当社が作成・提供・掲載する一切の画像、テキスト、プログラム等は、著作権法、商標法等の法律により保護されています。

第 9 条 本取引の成果物等に関する知的財産権及びその利用

1. 本サービスを通じて受託者が委託者に対して納品した成果物に関する著作権等の知的財産権（著作権法第 27 条及び第 28 条の権利を含みます。）は、本取引の業務の完了通知を当社が委託者から受け取るまでの間は受託者に帰属するものとし、当社が完了通知を受け取った時点、または翌月 10 日までに通知が届かない時点で委託者に移転・帰属するものとします（受託者が本取引開始前より有している知的財産権（以下「留保知的財産権」といいます。）を除きます。但し、受託者は委託者に対し、当該成果物を利用するために必要な範囲で留保知的財産権の利用（第三者への使用許諾を含む。）を無償で許諾するものとします。）。また、受託者は委託者に対して、当該成果物にかかる著作人格権を行使しないものとします。
2. 第三者の保有する知的財産権を利用する場合、その利用に関して委託者に事前に相談、承認をえた上で、かつ第三者の許可を得た上で利用するものとします。該当する知的財産権は、第三者に帰属し、委託者に移転・帰属しないものとし、なお、本取引の中において別途取決めがある場合は、同取決めを優先します。

第 10 条 利用者間契約に関する法令の遵守

会員は、本サービスにおける会員間の取引において、以下の法律上の規定その他業務委託に関する法律を遵守します。

- (1) 本取引によって受託者に支払われる報酬について、委託者が源泉徴収をする義務があるときは、委託者は源泉徴収税の納付、支払調書の交付等の義務を履行するものとします。
- (2) 本取引が、下請代金支払遅延等防止法の対象となるときは、親事業者となる委託者は、同法を遵守するものとします。
- (3) 受委託者は、平成 30 年 1 月「副業・兼業の促進に関するガイドライン」その他国又は自治体が定めるガイドライン等を遵守するものとします。

第 11 条 ID・パスワードの管理

1. 会員は、登録した ID 及びパスワードについて、自己の責任の下で適切に管理し、ID 及びパスワードの盗用を防止する措置を自ら講じるものとします。
2. 会員は、登録した ID 及びパスワードについて、第三者による利用や第三者への貸与・譲渡等の行為を行ってはならないものとします。
3. ID 及びパスワードの管理不十分、使用上の過誤、第三者の使用等により被った損害は会員が責任を負うものとし、当社がかかる会員の損害から一切免責されるものとします。
4. 会員は、ID 及びパスワードの盗用や第三者による使用が判明した場合、直ちにその旨を当社に通知し、当社からの指示に従うものとします。

第 12 条 秘密情報の取り扱い

1. 利用者は、本サービスを通じて会員間で連絡を取り合う場合及び当社から会員に対して連絡を行う場合、相手方から開示された情報については、秘密として保持し、事前に当該相手方の書面による承諾を得ることなく、第三者への開示又は漏洩をしてはならず、また、本サービスの利用及び本サービスに基づき成立した利用者間契約の履行の目的以外で使用しないものとします。
2. 次の各号に定める情報は、秘密情報から除外します。
 - (1) 開示者から開示を受ける前に、被開示者が正当に保有していたことを証明できる情報。
 - (2) 開示者から開示を受ける前に、公知となっていた情報。
 - (3) 開示者から開示を受けた後に、被開示者の責に帰すべからざる事由により公知となった情報。
 - (4) 被開示者が、正当な権限を有する第三者から秘密保持義務を負うことなく正当に入手した情報。
 - (5) 被開示者が、開示された情報によらず独自に開発した情報。
3. 利用者が本条第 1 項の規定に違反したことにより会員その他の第三者との間で紛争が生じたとしても、当社は一切の責任を負わないものとし、利用者の責任と費用でこれを解決するものとします。

第 13 条 地位等の譲渡禁止

利用者は、本利用規約又は利用者間契約に基づく権利、義務及び契約上の地位の全部又は一部について、これを第三者に譲渡、質入れ、その他の方法により処分してはならないものとします。但し、当社の書面による事前の承諾がある場合を除きます。

第 14 条 禁止事項

本サービスの利用者が、以下に定める行為を行うことを禁止します。

- (1) 本サービスを利用してかどうかに関わらず、業務を行った、または行なっている他社の秘密情報を漏洩することや、許可なく競業・利益相反となる活動を行うこと。
- (2) 当社、他の利用者若しくは第三者の著作権、商標権等の知的財産権を侵害する行為、又は侵害するおそれのある行為。
- (3) 他の利用者若しくは第三者の財産、プライバシー若しくは肖像権を侵害する行為、又は侵害するおそれのある行為。
- (4) 特定個人の氏名・住所・電話番号・メールアドレスなど第三者が見て個人を特定できる情報を第三者に提供する行為。
- (5) 他の利用者若しくは第三者を差別もしくは誹謗中傷し、又は他者の名誉若しくは信用を毀損する行為。
- (6) 一人の利用者が複数のメールアドレス等を登録して重複して会員登録を行う行為。
- (7) 会員資格を停止ないし無効にされた会員に代わり会員登録をする行為。
- (8) アクセス可能な本サービス又は他者の情報を改ざん、消去する行為。
- (9) 当社又は他者になりすます行為（詐称するためにメールヘッダ等の部分に細工を行う行為を含みます。）。
- (10) 有害なコンピュータプログラム等を送信し、又は他者が受信可能な状態におく行為。
- (11) 他者に対し、無断で、広告・宣伝・勧誘等の電子メール又はメッセージ（以下「電子メール等」といいます。）若しくは嫌悪感を抱く電子メール等そのおそれのある電子メール等を含みます。）を送信する行為。他者の電子メール等の受信を妨害する行為。連鎖的な電子メール等の転送を依頼する行為及び当該依頼に応じて転送する行為。
- (12) 他者の設備若しくは本サービス用設備（当社が本サービスを提供するために用意する通信設備、電子計算機、その他の機器及びソフトウェアを言い、以下同様とします。）に無権限でアクセスし、又はポートスキャン、DOS 攻撃若しくは大量のメール送信等により、その利用若しくは運営に支障を与える行為、又は支障を与えるおそれのある行為。
- (13) サーバ等のアクセス制御機能を解除又は回避するための情報、機器、ソフトウェア等を流通させる行為。

- (14) 本人の同意を得ることなく、又は詐欺的な手段（いわゆるフィッシング及びこれに類する手段を含みます。）により他者の会員登録情報を取得する行為。
- (15) 当社の事前に書面による承認をせず、本サービスに基づく業務委託以外を目的とした本サービスを使用した営業活動、本サービスに基づく業務委託以外の営利活動を目的とした本サービスの利用、又はその準備を目的とした本サービスの利用を行う行為。
- (16) 受託者の承諾の有無にかかわらず、委託された業務の内容に照らして、報酬額が著しく低いと当社が判断する金額で業務を依頼する行為、または業務を開始する行為。
- (17) 報酬確定前に商品・サービス等の購入が必要な業務を依頼する行為、または業務を開始する行為。
- (18) マルチ・ねずみ講・MLMなどの連鎖取引への勧誘が疑われる業務を依頼する行為、または業務を開始する行為。
- (19) 代理出品等、オークションサービス・フリーマーケットサービス等の運営者が利用規約で禁止する使用方法を助長する業務を依頼する行為、または業務を開始する行為。
- (20) 各種ランキングサービスのコンテンツ・運営に影響を与える恐れのある業務を依頼する行為、または業務を開始する行為。
- (21) その他、外部サービスの規約違反などにより当該サービスの運営に影響を及ぼす恐れのある業務を依頼する行為、または業務を開始する行為。
- (22) 外部サービスの宣伝や登録、メールマガジンへの登録、アフィリエイトなど、本サービスの趣旨とは異なる目的の業務を依頼する行為、または業務を開始する行為。
- (23) 依頼する仕事の性質上必要がないのに、勤務時間・勤務地を制限する業務を依頼する行為。
- (24) 当社を介さない仕事や支払い、および直接取引を想起させる行為。
- (25) 類似の内容の依頼を複数投稿する行為。
- (26) 委託する業務の内容、手順、納入する成果物の仕様、数量、機能、納期、納入場所、業務の実施条件、免責など業務に関する必要な定めのない業務を依頼する行為、または業務を開始する行為。
- (27) 本サービスの運営を妨害する行為。他の利用者又は第三者が主導する情報の交換又は共有を妨害する行為。信用の毀損又は財産権の侵害等のように当社、利用者又は他者に不利益を与える行為。
- (28) 長時間の架電、同様の問い合わせの繰り返しを過度に行い、又は義務や理由のないことを強要し、当社の業務に著しく支障を来たす行為。
- (29) 口コミサイトやブログに、ある商品又はサービスについて実際のものより著しく優良・有利だと誤認させる内容を記載することを依頼する行為。
- (30) 上記各号の他、法令、又は本利用規約に違反する行為。公序良俗に違反する行為（暴力を助長し、誘発するおそれのある情報又は残虐な映像を送信又は表示する行為や心中の仲間を募る行為等を含みます。）。その他迷惑行為。
- (31) 上記各号のいずれかに該当する行為（当該行為を他者が行っている場合を含みます。）を助長する目的で他のサイトにリンクを張る行為。
- (32) その他当社が利用者として不適当と判断した行為。

第 15 条 監視業務

当社は、利用者が本サービスを適正に利用しているかどうかを監視する業務を当社の裁量により行うものとし、利用者はそれに同意するものとします。

第 16 条 規約違反への対処及び違約金等

1. 当社は、利用者の行為が本利用規約に反すると判断した場合に、当社の判断により、当該利用者には通知することなくして、本サービスの一時停止、会員登録の解除、本サービスへのアクセスを拒否、本サイト上におけるプロフィール等の掲載情報や電子掲示板への投稿の全部若しくは一部の削除、変更又は公開範囲の制限等の必要な措置をとることができるものとします。
2. 前項に基づく当社の対処に関する質問、苦情は一切受け付けておりません。なお、利用者は、当該措置によって被った一切の損害について、当社に対して賠償請求を行わないものとします。
3. 当社は、利用者が本利用規約違反等の悪質な行為を行っているとして判断した場合、当該利用者に対して法的措置を検討、実行するものとします。
4. 利用者は、利用者が本利用規約違反等の行為を行ったことにより当社に損害（第三者に損害が生じ、その損害について当社が請求、または、填補した場合を含む）が生じた場合、その一切の損害について、および、当社がその対応にかかった費用を当社に対して賠償する責任を負うものとします。
5. 利用者は、利用者が第5条第7項に違反した場合、違約金として、当該取引の報酬額に対するサービス利用料相当額が金200万円のいずれか大きい方の金額（当該取引の報酬額に対するサービス利用料相当額の算定が不可能な場合は、金200万円）を当社に支払うものとします。

第17条 サイトの中断・停止・終了

1. 当社は、システム障害及び保守、停電や火災などの天変地異、その他技術上・運営上の理由により、本サービスの提供が困難であると判断した場合、利用者への事前通知を行わず、本サービスの中断を行う場合があります。
2. 当社は2週間前までに、会員に電子メールでの通知及び本サービスの提供を行うWebサイト上で告知を行うことにより、本サービスの停止及び終了を行うことができるものとします。
3. 当社は、本条に基づき当社が行った措置に基づき利用者には生じた損害について一切の責任を負いません。

第18条 免責

1. 会員登録取消し、利用者からのID・パスワードの第三者に漏洩、利用者による秘密漏示、本サービスのシステム不具合や障害・中断やデータの消失・漏洩等により生じた不利益・損害等、本サービスの利用により利用者には生じた一切の不利益・損害について当社は一切の責任を負いません。
2. 利用者が、本サービスを利用することにより、他の利用者又は第三者に対し不利益・損害を与えた場合、利用者は自己の費用と責任においてこれを賠償するものとし、これらの一切の不利益・損害について当社は一切責任を負いません。
3. 当社は本サービス上で行われる受委託者間の取引を管理するものではなく、取引によって生じた一切の不利益・損害について一切責任を負いません。
4. 本サービス上でやりとりされるメッセージや送受信されるファイルに個人情報等が含まれていた場合、それによって会員が被った不利益・損害について、当社は一切責任を負いません。
5. 当社は、会員の身元の保証をするものではなく、また受託者又は委託者が本サービス上で取引を完了することを保証するものでもありません。

第19条 本サービスの譲渡等

当社は、本サービスの事業を第三者に譲渡した場合、当該事業譲渡に伴い、本サービスの運営者たる地位、本利用規約上の地位、本利用規約に基づく権利及び義務並びに会員の登録情報及びその他情報を当該事業譲渡の譲受人に譲渡することができるものとし、本サー

ビスの会員は、会員たる地位、本規約上の地位、本利用規約に基づく権利及び義務並びに会員の登録情報その他情報の譲渡につきあらかじめ同意するものとします。

第 20 条 準拠法・管轄裁判所

1. 本利用規約は日本法に基づき解釈されるものとし、本利用規約の一部が無効な場合でも、適用可能な項目については効力があるものとします。
2. 本サービスに関連して訴訟等の必要が生じた場合には、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

令和元年 5 月 10 日制定

令和元年 8 月 30 日改定

令和 3 年 2 月 18 日改定